

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

第12回 議事要旨

1 日 時 令和2年12月21日（月）10時～12時

2 場 所 法務省会議室（一部の参加者はウェブ会議により実施）

3 出席者

（議長）熊 谷 信太郎（弁護士）

（構成員）赤 石 千衣子（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

石 田 京 子（早稲田大学大学院法務研究科教授）

大 森 三起子（弁護士）

兼 川 真 紀（弁護士）

杉 山 悦 子（一橋大学大学院法学研究科教授）

野 上 宏（東京都港区子ども家庭支援部子ども家庭課長）

【オブザーバー】

日本司法支援センター，公益社団法人家庭問題情報センター・養育費相談支援センター，厚生労働省，最高裁判所

【法務省関係部局】

司法法制部，民事局（事務局）

4 要 旨

出席した構成員により，「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ（案）」に基づき，取りまとめに向けた意見交換が行われ，その結果，取りまとめの内容について概ね一致が見られた。その上で，最終的な取りまとめの内容は議長に一任することとされた（主な発言は5を参照）。

5 構成員からの主な発言

- ・ 養育費の不払い解消は，家族間の問題であるから，基本的には「自助」とそのための支援の問題と思うが，子どもの権利や健全な成長の観点から社会全体として必要なことを検討し，当事者に過度な負担をかけないような制度設計を期待したい。

- ・ 養育費の不払い問題には、様々な機関の連携・協議が欠かせない。特に、養育費の不払い問題に悩むひとり親の最初の相談先は行政の窓口であって、その窓口から法的支援への連携が弱いことは、今後の課題である。行政から、必要に応じて、福祉のみでなく、法テラスや法律相談センター、弁護士に繋ぐことが大事であり、行政と法的支援の連携を高めるための方策の検討が重要である。
- ・ 養育費の重要性や支払確保に関する国民の意識改革が必要だが、その前提として、養育費問題に関する情報や広報周知の不足も大きいと考えられるので、幅広く充実した情報提供の重要性について改めて強調しておきたい。
- ・ 養育費の継続的・長期的な支払の確保のためには、権利者側の権利行使や回収手段の強化に加えて、義務者側の手続保障や適切な養育費の支払を促すためのサポートも必要である。
- ・ 社会全体を見ると、ひとり親家庭の他にも、法的支援を必要とする利用者は多いと思われるが、次代を担う子供たちの生活や成長を守るという価値観を重視した社会を作るためには、養育費問題の優先性や緊急性を意識した施策を進めていくことが重要である。
- ・ 法テラスの支援は、養育費問題の他にも、高齢者、障害者あるいは犯罪被害者等、社会的に支援が必要な様々な方が対象となっている。限られた財源・体制の中で充実した支援を行うため、同一事案での相談回数は制限されている。養育費問題のみこれを撤廃するなど特例的・例外的取扱いを行うことは、他の利用者の理解を得るのが難しいだけでなく、予算の執行管理の観点からも課題が多い。
- ・ 選択肢を広げるため司法書士を活用すべきとの意見もあるが、選択肢はあれば良いというものではなく、質の高い支援が必要である。全国的に弁護士の数が増えて、法律相談に対する敷居もだいぶ低くなっているはずである。ひとり親が地方自治体の窓口相談したときに、例えば自治体窓口で、弁護士による充実した法的支援を行うことができるような体制も検討していくべきである。
- ・ 法テラスの窓口において、法テラスの職員が、利用者から話を聞いて、代理援助と書類作成援助のいずれが適切かの振り分けを行うことは困難である。
- ・ 司法書士は、養育費問題に関する法律相談を行うことはできない上、司法書士による書類作成援助を利用しても、改めて弁護士に相談を要して費用が発生するおそれがある。加えて、養育費請求の申立書は簡易な書式で、

書類作成援助によらずとも弁護士の法律相談の中で書き方等を教えてもらうことで対応可能ではないか。

- ・ ひとり親から養育費の問題について相談を受けたときは、弁護士や母子家庭等就業自立支援センターを紹介するようにしている。ただ、地域や条件によっては、弁護士による支援を受けられない方もいる。利用者目線であれば、弁護士と司法書士が協力して、利用者のニーズに応じ、法律相談と書類作成援助を適切に行える体制を作ってほしいと思っている。
- ・ 養育費の不払いの解消に向けて、裁判所の手続の負担軽減や利用促進を議論してきた。司法書士ができる業務や案件は現状では限定的かもしれないが、例えば、強制執行手続の申立書作成などの書類作成援助については、書面作成援助を利用できる場面もあるのではないか。
- ・ 養育費の取決めの促進を図っていく中で、今後、養育費の取決め段階から専門家の支援や関与を受けたいというケースが増えてくると思う。利用者目線では、弁護士はもちろんであるが、司法書士の活用も選択肢として考えられる。
- ・ これまでの実証研究では、弁護士と司法書士との連携がうまく機能しているところとそうでないところについて、地域差があるという結果が出ている。利用者としては、弁護士と司法書士がうまく連携して、トータルで司法アクセスの向上を図ってほしいと望んでいるのではないか。
- ・ 法テラスにおける償還免除基準について、生活保護に準じる経済状態であれば償還免除等を受けられるということにはなっているが、その基準が必ずしも明らかでなく、もう少し分かりやすいものとならないか。
- ・ 養育費問題を含む法的トラブルについて、法律相談センターや弁護士の法律相談に繋ぐための連携体制を今後より一層検討すべきである。
- ・ 離婚時に養育費の取決めができないときに養育費債権を自動発生させる仕組みを検討する際には、義務者の手続保障の観点から、負担内容の予測可能性を高める方策についても検討することが必要である。例えば、養育費額の自動計算ツールを活用することも考えられるのではないか。
- ・ 強制執行手続の負担軽減を図り、ひとり親が自ら権利行使することを容易にするとともに、ひとり親にとって利用可能な相談体制を充実させることも重要である。
- ・ 養育費に関する強制執行手続について、ひとり親の立場からの現状の課題、具体的には、管轄裁判所、申立て費用、執行文の付与、執行手続の選択等、手続全体がテクニカルで専門用語も多く、ひとり親が自ら利用する

にはなお難しい制度になっていることは意識しておくことが重要ではないか。

- ・ 家庭裁判所の履行命令の活用のためには、今後、履行命令違反の制裁の強化ないし多様化を検討してはどうか。
- ・ 将来的な民間サービスの利用を想定した場合、民間サービスが養育費の不払い分を立て替えた場合、民間サービスによる過去の不払い分の請求とひとり親の養育費請求との同時期請求の課題については検討が必要になると思われる。
- ・ 養育費の不払いが生じた場合の公的給付や立替払い制度については、その実現に向けた期待が特に大きいことから、将来に向けた検討課題としてもう少し前面に出してほしい。
- ・ 養育費の不払いにより一時的に困窮する家庭には、緊急給付による一時的支援措置の検討が考えられるが、その場合でも、公的支援の対象とする範囲や資力要件の問題を考える必要があり、今後の更なる検討課題である。
- ・ 養育費不払いの場合に公的支援を設けるのであれば、不払いが起きた際に、ひとり親家庭に速やかに給付されるような仕組みが重要である。ただ、養育費の不払いは、それが長期間続く場合もあり、また、不払いが断続的に生ずることもあるため、不払いに対する公的支援や専門家の関与をどのように適切に行うかが難しい。不払いが生じた場合の公的支援の在り方について、民間サービスとの棲み分けも含め、全体的な制度設計をきちんと詰めて行う必要があるではないか。
- ・ 養育費が不払いとなった場合の強制徴収や公的給付・立替えについて、その場合の法的整理として、養育費請求権を公債権へと転換させるのか、私債権のままとするかにより、その後の回収方法や実効性が大きく異なるため、その点の検討が欠かせないと思う。
- ・ 養育費の支払を行うのは本来的に義務者であるが、広く事業主に対しても、養育費を確実に確保するための理解・協力を求め、社会全体でそのような意識を醸成していくといったメッセージを打ち出してほしい。そのためには、養育費の不払い解消に向け、経済界も含めた理解・協力を得る環境整備を進めることが必要である。
- ・ 養育費を支払っていなかった義務者がこれを支払った場合に、税制上の優遇措置を設けることについては、そもそも義務を履行することは当たり前であるともいえ、また、税制のあり方にも関わる問題であり、慎重に検討すべきである。

- ・ DV対策の一つとして、養育費問題を抱えた当事者に携わるすべての人、すなわち、自治体職員から法律家、支援団体や関係者全員が、DV問題に関する十分な知識を習得し、DV被害者への適切な対応ができるようにすることが重要である。
- ・ 別居期間の養育費を確保するために、DV防止法や行政支援としてどのような制度や対応が想定されるか、更なる検討を要する。いずれにせよ、別居期間中の規律を検討するにあたっては、DV被害者への配慮の視点が不可欠である。
- ・ 父母の別居期間中に子の置かれている状況については、これまで大規模な実態調査がないので、そのような実態把握を積極的に進めてほしい。
- ・ 養育費問題の課題と解決メソッドを記載したペーパーについては、これに加えてすべての段階に共通する重要課題として、①国民の意識改革、②DV対策の強化、③法的支援のアクセス促進が必要であることを、共通認識として確認したい。

以上